（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正）

第三条　独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「石油代替エネルギー」を「非化石エネルギー」に、「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」を「非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」に、「石油代替エネルギー法」を「非化石エネルギー法」に、「石油代替エネルギーを」を「非化石エネルギーを」に改める。

第四条第一項中「石油代替エネルギーに関する技術及び」を「非化石エネルギー、可燃性天然ガス及び石炭に関する技術並びに」に改める。

第十五条第一項第一号イ中「石油代替エネルギー法」を「非化石エネルギー法」に、「石油代替エネルギーを」を「非化石エネルギーを」に改め、同号ロ中「石油代替エネルギー」を「非化石エネルギー」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　可燃性天然ガス及び石炭を利用するための技術（可燃性天然ガス及び石炭を発電に利用するに当たりこれらから発生する電気の量を著しく増加させるための技術その他の可燃性天然ガス及び石炭の利用の高度化のためのものに限る。）

第十五条第一項第四号中「石油代替エネルギー」を「非化石エネルギー、可燃性天然ガス及び石炭」に改め、同項第五号中「第一号ハ」を「第一号ハ及びニ」に改め、同項第六号を次のように改める。

六　次に掲げる情報の収集及び提供並びに指導に関する業務を行うこと。

イ　可燃性天然ガス及び石炭の利用の高度化に関する情報の収集及び提供並びに第一号ハに掲げる技術に関する指導（次号ロに掲げるものを除く。）

ロ　エネルギー使用合理化に関する情報の収集及び提供並びに第一号ニに掲げる技術に関する指導

第十五条第一項第十三号を同項第十四号とし、同項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号中「石油代替エネルギー法」を「非化石エネルギー法」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　次に掲げる石炭に関する業務を行うこと。

イ　海外における石炭の探鉱又は海外における石炭資源の開発に必要な調査に要する資金に充てるための補助金の交付

ロ　海外における石炭の探鉱に必要な地質構造の調査その他の石炭の安定的な供給の確保に資する情報の収集及び提供並びに石炭の生産に必要な技術に関する指導

第十五条第二項第二号中「石油代替エネルギー」を「非化石エネルギー、可燃性天然ガス及び石炭」に、「及び」を「並びに」に改める。

第十六条第一項及び第四項中「前条第一項第十三号」を「前条第一項第十四号」に改める。

第十七条第一号中「第一号ロ及びハ、第四号から第六号まで並びに第十一号から第十三号まで」を「第一号ロ及びニ、第四号、第五号（第一号ニに掲げる技術に係るものに限る。）、第六号ロ、第七号並びに第十二号から第十四号まで」に改め、同条第二号中「第十一号及び第十二号」を「第十二号及び第十三号」に改め、同条第三号中「第十五条第一項第十一号」を「第十五条第一項第十二号」に改める。

第十八条中「第十号（石油代替エネルギー法第十一条第一号」を「第七号イ、第十一号（非化石エネルギー法第十一条第一号」に、「第十二号」を「第十三号」に改める。

附則第六条第二項中「前条第一項第十三号」を「前条第一項第十四号」に、「第十一号及び第十二号」を「第十二号及び第十三号」に改める。

附則第九条第六項中「前条第一項第十三号」を「前条第一項第十四号」に、「第十六条第四項中」を「同条第四項中」に改める。

附則第十二条第三項中「前条第一項第十三号」を「前条第一項第十四号」に、「第十六条第四項中」を「同条第四項中」に、「第十二号」を「第十三号」に改める。

附則第十五条第三項中「前条第一項第十三号」を「前条第一項第十四号」に、「第十一号及び第十二号」を「第十二号及び第十三号」に改める。

附則第十八条を次のように改める。

（石油代替エネルギー経過業務）

第十八条　機構は、当分の間、第十五条に規定する業務のほか、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十号。以下「改正法」という。）による改正前の石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第十一条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務（改正法の施行前に同号の規定により機構が交付した補助金に係るものに限る。以下「石油代替エネルギー経過業務」という。）を行うことができる。

2　前項の規定により機構が石油代替エネルギー経過業務を行う場合には、第十七条第一号中「第十五条第一項各号（第一号ロ及びニ、第四号、第五号（第一号ニに掲げる技術に係るものに限る。）、第六号ロ、第七号並びに第十二号から第十四号までを除く。）に掲げる業務」とあるのは「第十五条第一項各号（第一号ロ及びニ、第四号、第五号（第一号ニに掲げる技術に係るものに限る。）、第六号ロ、第七号並びに第十二号から第十四号までを除く。）に掲げる業務及び附則第十八条第一項に規定する石油代替エネルギー経過業務」と、同条第二号中「第十五条第一項各号（第十二号及び第十三号を除く。）及び第二項各号に掲げる業務」とあるのは「第十五条第一項各号（第十二号及び第十三号を除く。）及び第二項各号に掲げる業務並びに附則第十八条第一項に規定する石油代替エネルギー経過業務」と、第十八条中「機構が交付する補助金」とあるのは「機構が交付する補助金並びに石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十号）の施行前に同法による改正前の石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第十一条第一号の規定により機構が交付した補助金」と、第十九条第一項中「第十五条に規定する業務」とあるのは「第十五条に規定する業務及び附則第十八条第一項に規定する石油代替エネルギー経過業務」と、第二十七条第一号中「第十五条に規定する業務」とあるのは「第十五条に規定する業務及び附則第十八条第一項に規定する石油代替エネルギー経過業務」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（中小企業信用保険法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行前に成立している改正前の中小企業信用保険法第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険の保険関係については、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第五条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律、中小企業信用保険法及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正）

第六条　エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」を「非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」に改める。